

匝瑳市中小企業等事業継続支援金 申請要領

1 趣 旨

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している市内の中小企業者や個人事業者等に対して、事業の継続・立て直しのための支援として支援金を支給します。

2 要 件

- (1) 千葉県中小企業等事業継続支援金の支給を受けていること。
- (2) 市内に事業所を有すること（フリーランス等、特定の事業所を有しない場合は、市内に住民登録があること）。
※チェーン店については、市内に本店（個人の場合は住所）を有する者に限る。
- (3) 引き続き市内で事業を営む意向があること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

3 支給額

10万円 ※ 1事業者1回に限る

4 申請書類

1	交付申請書兼請求書
2	誓約・同意書
3	千葉県中小企業等事業継続支援金支給決定通知書の写し
4	市内で事業を営んでいることを客観的に確認できる書類（いずれか1つ） ・法人の場合…直近の事業年度分の法人市民税の確定申告書の写し ・個人の場合…直近の所得税の青色申告決算書の写し、直近の所得税の収支内訳書の写し、開業届の写し ※いずれの書類も、收受日（受付日）が確認できるものを提出してください。 ※上記の書類が提出できない場合は、別途御相談ください。
5	振込口座に係る通帳等の写し ※「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義とフリガナ」の全てが確認できるものを提出してください。

※ 1、2については、産業振興課、野栄総合支所、市ホームページで入手できます。

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

5 申請期限

令和4年3月4日（金） ※当日消印有効

6 申請方法

申請書類を匝瑳市産業振興課まで。

※感染拡大防止のため、郵送での申請に御協力ください。

※封筒には、「匝瑳市中小企業等事業継続支援金 申請書類在中」と御記入ください。

※郵送料金不足等の場合は受付できませんので御注意ください。

【申請・問い合わせ】

匝瑳市役所 産業振興課

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話：0479-73-0089 FAX：0479-72-1117